議案第71号

養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の 一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月7日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例 (平成24年養父市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条及び第10条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第13条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万6, 250円」 に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙 運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示 される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙に ついては、なお従前の例による。 議案第71号 養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文(下線の部分は改正部分)

現

(選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払)

行

(選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払)

改

第4条 (略)

(1) (略

- (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額
 - ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が1万5,800円を超える場合には、1万5,800円)の合計金額
 - イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙 運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。) が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代 金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、 第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該 選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととな ったときは、その事由が生じた日。第6条において同じ。)までの日数を乗 じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定め るところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したもの に限る。)

ウ (略)

(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)

第4条 (略)

- (1) (略)
- (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、 それぞれに定める金額

TF.

- ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が1万6,100円を超える場合には、1万6,100円)の合計金額
- イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙 運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。) が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代 金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、 第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該 選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。第6条において同じ。)までの日数を乗 じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定め るところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したもの に限る。)

ウ (略)

(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)

第9条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度 額は、候補者1人について、<u>7円51銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成 枚数が法第142条第1項第6号に規定する枚数を超える場合には、同号に規定 する枚数)を乗じて得た金額とする。

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)

第13条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、525円6銭に当該選挙が行われる区域(以下「選挙区域」という。)におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額を当該選挙区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補

第9条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度 額は、候補者1人について、7円73銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成 枚数が法第142条第1項第6号に規定する枚数を超える場合には、同号に規定 する枚数)を乗じて得た金額とする。

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)

第13条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、541円31銭に当該選挙が行われる区域(以下「選挙区域」という。)におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補

現行	改正案
者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、	者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、
第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合	第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合
に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に	に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に
対し支払う。	対し支払う。